

宮城県地球温暖化防止活動推進員設置要綱取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県地球温暖化防止活動推進員制度の運営に関して、宮城県地球温暖化防止活動推進員設置要綱（平成15年8月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2 知事は、要綱第3に定める推進員の委嘱に当たり、要綱第3第1項の各号に掲げるすべての要件を具備する者を募集するものとする。

2 推進員への就任を希望する者は、宮城県地球温暖化防止活動推進員申込書（別記様式1。以下「推進員申込書」という。）に、履歴書（別記様式2）及び宮城県地球温暖化防止活動推進員活動実績報告書（要綱様式第3号。以下「活動実績報告書」という。）を添え、知事に提出するものとする。ただし、新規申込みの場合は活動実績報告書の添付を必要としない。

3 推進員の募集人員、期間等については、別に定める。

(養成研修)

第3 知事は、推進員申込書を提出した者に対し宮城県地球温暖化防止活動推進員養成研修（以下「養成研修」という。）を実施し、養成研修を修了した者を要綱第3第1項の規定に基づき推進員に委嘱するものとする。

2 知事は、環境カウンセラー登録制度実施規程（平成8年環境庁告示第54号）に定める環境カウンセラーのほか、地球温暖化対策について相当の知識、活動実績等を持つと認められる者については、養成研修の全部又は一部の受講を免除することができる。

(事務)

第4 推進員制度の運営に関する事務は、環境生活部環境政策課において所掌する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日において現に推進員である者の平成29年12月から平成30年3月までの間の活動実績の報告に係る改正前の宮城県地球温暖化防止活動推進員設置要綱取扱要領第4の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。